# 第 119 回 ファルクラム 租税法研究会

スタンダードゼミ 令和6年<mark>10</mark>月**19**日(土)

15:30~18:00

## 第1部・第2部共通

遺産分割成立後の更正の請求と 取消判決の拘束力

会場都内会場+同時web中継(会場未定)

講師 酒井克彦 (ファルクラム代表・中央大学法科大学院教授)

事 案 最高裁令和3年6月24日第一小法廷判決

参加費 一般 33,000円 (税込)

**無料** (1事務所につき2名まで)

ご案内 お試し参加無料(1事務所につき1回のみ)

本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理 士会への申請が可能です(認定を保証するものではございません)。

# お申込URL/QRコード

(民集75巻7号3214頁)

https://bit.ly/119s-yes

次回 第120回スタンダードゼミ:令和6年11月23日(土) 会場やテーマは決まり次第HPにてご案内いたします。

### 会員募集案内

- ・租税法研究会の無料参加:
- 年8回開催・欠席時は後日映像配信
- ・公開セミナーの無料参加:
  - 年2回開催
- ・酒井教授の学習用動画: 年**12**回配信
- ・会費

初回登録料:55,000円(税込) 月会費:16,500円(税込)

その他のコースとして、web形式のレクチャーコースや、租税法入門講座プレップ・ファルクラムなど多数の講座があります(会費別途)。

## \_\_\_\_\_\_\_ 通信ファルクラム会員募集

租税法研究会をweb/DVDにて受講する通信制度です。 研究会当日のライブ中継にもご参加いただけます。学習用動画もご覧いただけます。

Web会員 初回登録料:11,000円 月会費:11,000円

DVD会員 初回登録料:55,000円 月会費:16,500円 (すべて税込)









今回は行政処分の取消判決の拘束力と更正の請求の関係が争われた相続税法上の事案を取り上げます。

納税者Xは平成16年の母Aの死亡に伴い、兄弟と 共に相続税の申告を行いましたが、遺産分割協議が まとまらず、未分割で当初申告を行いました。相続 財産の中にはC社株式が含まれており、Xらはこれ を@11,185円と評価していましたが、所轄税務署長 は@19,002円であるとして増額更正を行ないました。 Xらがこれを不服として別件訴訟を提起したところ、 C社株式は@4,653円であるとされてXらが勝訴し、 処分の取消しが確定しました。

その後 平成26年に遺産分割協議が整ったことから、Xは実際の相続分を基礎に 相続税法32条《更正の請求の特則》1号に従い更正の請求を行いましたが、その際 C社株式を別訴で示された@4,653円で評価し計算しました。これを所轄税務署長が認めなかったことから、Xは本件訴訟を提起しました。

本件のポイントは 遺産分割に10年の月日を要しており、本来の相続税の除斥期間の5年を過ぎているという点です。ただし、未分割の申告後、遺産分割協議が整った場合には、上記法32条1号所定の更正の請求の特則があり、協議により実際に取得することとなった財産をベースに、相続税の納付が過大となったときには更正の請求が認められています。

では、この法32条1号の更正の請求に当たって、 C社株式はいくらで評価すべきでしょうか。当初申 告の価額を基にするのか、それとも別訴で示された 価額を参照し得るのか、いずれを採用するかによっ て更正の請求が左右されることになるわけです。行 政処分の取消判決が確定した場合には、処分行政庁 は当該判決に拘束されますが、法32条1号の更正の 請求の特則の適用においてはどのように考えるべき でしょうか?ディスカッションを通じて検討してみ ましょう!

#### zoomにてリアルタイム中継!

ファルクラムでは研究会の模様をzoomにてリアルタイムにweb中継しています。web視聴メンバーでのグループディスカッションやコメント発表もできます!

会場未定・都内会場予定 決まり次第ご連絡いたします。

#### 一般社団法人ファルクラム





東京都世田谷区松原1-20-14-103

TEL: 03-6304-7491 E-mail: jimu@ful-crum.info H P: https://fulcrumtax.net/

コロナ対策として、十分な換気と座席間隔確保を徹底するほか、会場入口でのアルコール消毒と検温を実施しています。会場ではマスクの着用をお願い致します。コロナ情勢に応じて研究会の日程や会場等を急遽変更する場合もございますので、HP等のご確認も重ねてお願い致します。